

各都道府県総務部長 殿  
(財政担当課・市町村担当課扱い)

総務省自治財政局財政課  
復興特別交付税室長  
(公印省略)

震災復興特別交付税の適正な算定について (通知)

震災復興特別交付税は、時限的な税制措置を講ずること等により特別に財源を確保した上で、東日本大震災の災害復旧事業等に係る道府県及び市町村の負担額等について対処するために創設された財政措置であり、その算定に当たっては、事業実施状況に合わせて、交付決定時点の額等を用いて決定・配分を行い、翌年度以降、事業が完了し額が確定した時点で、過大・過少算定を行い、算定額の精算を行っていることから、今後の算定はもとより、過年度に交付された震災復興特別交付税の算定に用いた基礎数値についてもその正確性が求められます。

このため、震災復興特別交付税の算定については、従来から、正確な基礎数値の回答や、事業の進捗管理に必要な資料の整備・管理をお願いしており、また、近年、会計検査院から震災復興特別交付税の過大交付が指摘され、「震災復興特別交付税の適正な算定について (通知)」(平成 2 5 年 9 月 1 1 日付け総財財第 1 4 2 号。以下「平成 2 5 年通知」という。)(別添 1)により、同様の事例が生じることのないよう、周知徹底していただくとともに、改めて基礎数値の適正な報告をお願いしてきたところです。

しかしながら、今般の会計検査院による会計実地検査において、見込額を用いて算定した額について、事業が完了し額が確定した時点の額(以下「実績額」という。)に基づき過大・過少算定が行われなかったこと等により、震災復興特別交付税の精算が適切になされていないこと等について新たに指摘されたことから、「震災復興特別交付税の基礎数値の再確認(照会)」(平成 2 7 年 7 月 6 日付け事務連絡。以下「平成 2 7 年事務連絡」という。)(別添 2)により、補助事業等に係る地方負担額(公営企業への一般会計繰出額を除く)の算定に用いた基礎数値の再確認をお願いしたところです。

それらに加え、今般、算定誤りの事例や算定に当たっての留意事項等について下記のとおりまとめましたので、下記の事項について御留意の上、今後、震災復興特別交付税の算定に必要な基礎数値について、関係資料の適切な整備・管理を通じ、正確な回答に努めていただくとともに、補助事業等に係る地方負担額以外の算定項目についても、これまで算定に用いた基礎数値等について再度御確認いただく等、震災復興特別交付税の適正な算定をお願いいたします。また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 震災復興特別交付税の過大交付の事例

#### (1) 見込額を用いて算定した額について適切に精算が行われていなかった事例

##### ① 実績額確定後においても、実績額への反映を行っておらず、見込額のままとされていた事例

ア 国庫補助事業等の交付決定時点の額を用いて算定した額について、額の変更決定等により地方負担額に変更があった時点の額又は実績額に基づき過大・過少算定を行っていない（補助事業等に係る地方負担額）。

イ 単独事業について、事業費の見込額を用いて算定した額について、実績額が確定しているにもかかわらず、実績額に基づき過大・過少算定を行っていない（一般単独災害復旧事業費）。

ウ 過去に単独事業として見込額を用いて算定した額について、当該事業の全部又は一部が追って補助事業となったことにより、既に単独事業として交付を受けていた額を減額する必要があったところ、全部又は一部を減額していなかった（一般単独災害復旧事業費）。

エ 同一事業について、3月算定時においては、9月算定時に報告した経費を控除して算定することとなるが、当該経費を控除していなかったため、当該経費の見込額について二重に交付を受けていた。さらに、実績額が確定した後においても、実績額に基づき過大・過少算定を行っておらず、また、二重交付についても解消されていなかった（公営企業への一般会計繰出額）。

オ 公営企業への一般会計繰出額については、一般会計による負担額として総務大臣が調査した額（以下「実繰出額」という。）と省令上の算式によって算定した額（以下「繰出基準額」という。）のいずれか少ない額が算定対象となるところ、見込額を用いて算定した時点では繰出基準額が実繰出額よりも少額又は同額であったが、事業が完了し額が確定した時点においては実繰出額が見込額を用いて算定した繰出基準額よりも少額となったため、その差額を過大算定として精算すべきところ、当該精算を行っていない（公営企業への一般会計繰出額）。

カ 算定時点において、見込額として報告していた補助事業等に係る地方負担額について、実際には当該事業は実施されなかったため、既に交付を受けていた額を減額する必要があったところ、減額していなかった（補助事業等に係る地方負担額）。

##### ② 過去に見込額を用いて算定した額について、実績額に反映する等の精算を行う際に、同一事業の経費について重複して報告がなされるなど適切に精算がなされていない事例

ア 事業費の見込額を用いて算定した額について、事業が完了し額が確定したため、実績額と見込額を用いて算定した額の差額を過大算定として精算すべきであったところ、見込額を用いて算定した額を減額せずに、別の事業として新たに実績額を報告したため、同一事業に係る経費について見込額と実績額で二重に交付を受けていた（一般単独災害復旧事業費）。

イ 誤って平成23年度交付分と平成24年度交付分で、同一事業に係る経費が計上され、平成24年度分について減額する必要があったところ、当該事業費が基礎数値調査票（以下「確認表」という。）における所管省庁が記載する国庫補助基準額欄に記載されたままとなっていたため、地方団体でも修正がなされず、二重に震災復興特別交付税が交付されたままとなっていた（補助事業等に係る地方負担額）。

ウ 事業費の見込額を用いて算定した額について、事業が完了し額が確定したため、実績額と見込額を用いて算定した額の差額を過大算定として精算した際に、当該実績額から受益者負担金等の特定財源を控除していなかったり、事務費を実績額へ反映していなかったりしたため、適切な精算がなされなかった（補助事業等に係る地方負担額）。

## （2）算定対象外の経費を含めて報告していた事例

- ① 県を経由して市に交付された国庫補助金について、当該補助金に係る地方負担は市のみに生じるものであり、県には生じないものであるが、県分の確認表に当該補助事業に係る事業費が記載されていたため、県も誤って地方負担額があるものとして震災復興特別交付税の交付を受けていた（補助事業等に係る地方負担額）。
- ② 当該年度において算定対象外である補助事業に係る地方負担額について、算定対象経費を含めて報告していた（補助事業等に係る地方負担額）。

## （3）その他

国庫補助事業について、算定時点において既に実績額が確定していたため、当該実績額を用いて算定する際に、確認表に国庫補助基準額を記載すべきところを誤って総事業費等を記載し、地方団体においても当該記載の修正がなされなかったため、誤って総事業費等を用いて算定された震災復興特別交付税の交付を受けていた（補助事業等に係る地方負担額）。

## 2. 震災復興特別交付税の算定に必要な基礎数値の回答に当たっての留意事項等

平成28年3月に決定・交付する震災復興特別交付税の算定に向け、下記の点に留意すること。

### （1）一般的事項について

- ① 地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成27年総務省令第45号。以下「平成27年度復興特交省令」という。）、基礎数値の照会様式

の記載要領、本通知及び平成25年通知に記載されている事項を確認した上で、基礎数値の回答に誤りがないようにすること。

- ② 算定対象とならない経費や過去に計上した経費を含めて基礎数値を回答することがないように、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者等も回答内容を確認すること。また、見込額を用いて算定した額については、実績額に基づき精算する必要があることについて、本通知を関係部局にも周知する等して情報共有を図るとともに、財政担当課においては、事業担当課と連携して、事業の進捗状況等を正確に把握するため、当該事業の関係資料を適切に整備・管理すること。
- ③ 都道府県市町村担当課においては、管内の市町村に対して、算定対象経費の範囲や実績額等に基づいて震災復興特別交付税の精算を行う必要があること等について周知すること。また、管内市町村から提出された資料の審査に当たり、確認期間を十分に設けた上で、上記1の事例が生じていないか確認を行うとともに、市町村から報告があった基礎数値について、管内の他の市町村と比較して、過大・過少算定に係る報告がなされていない等、不自然と思われる数値がないか確認を行う等、可能な範囲で確認を行うこと。また、財政担当課等とも情報共有を図ること。

## (2) 個別の算定項目に係る事項について

### ① 補助事業等に係る地方負担額

- ア 算定対象外の補助事業や算定対象とはならない経費を計上することがないように、各年度の復興特交省令等を確認すること。
- イ 国庫補助事業等の交付決定時点の額を用いて算定した額について、額の変更決定等により地方負担額に変更があった時点の額又は実績額に基づき過大・過少算定を行う必要があること。
- ウ 確認表に記載する額については、補助金等を所管する関係府省が記載した額も含めて正しい数値か確認すること。なお、初回算定額と額に変動がない場合は、精算すべき可能性が高いため、点検項目欄を活用する等して、精算漏れがないようにすること。

### ② 一般単独災害復旧事業費

- ア 見込額を用いて算定した額については、実績額に基づき過大・過少算定を行う必要があること。
- イ 平成25年通知2(2)に記載の事項についても引き続き留意して基礎数値の回答をすること。

### ③ 公営企業への一般会計繰出額

公営企業への一般会計繰出額については、実繰出額と繰出基準額のいずれか少ない額が算定対象となるものであり、見込額を用いて算定した場合には、事業が完了し額が確定した時点において、再度、実績額に基づき算定した実繰出額と繰出基準額を比較し、いずれか少ない額と見込額を用いて算定した額を精算する必要があること。

### (3) 過大・過少算定について

平成23年度分から平成26年度分の震災復興特別交付税の過大算定額及び過少算定額は、平成28年3月に決定・交付する震災復興特別交付税で減額又は加算することとしていること（平成27年度復興特交省令第3条第3項）。このため、上記1のような事例の該当がないか確認しておくとともに、これまでの算定に用いた基礎数値の根拠となった資料等、事業の進捗管理に必要な資料を適切に管理しておくこと。

なお、平成27年事務連絡により再確認を依頼した平成23年度分から平成25年度分の補助事業等に係る地方負担額の基礎数値の誤りについては、平成27年9月交付の額から減額・加算することとしている（平成27年復興特交省令第2条第3項）が、平成27年事務連絡7に記載のとおり、補助事業等に係る地方負担額以外の算定項目についても、別途再確認を依頼する予定であることから、特別交付税や震災復興特別交付税の算定作業と再確認作業の時期が重なることのないよう、可能な限り早期に再確認作業に着手し、再確認の結果、基礎数値の誤りが確認された場合には、平成28年3月に決定・交付する震災復興特別交付税で減額又は加算することから、報告に遺漏のないようにすること。

### 3. 震災復興特別交付税の検査

都道府県知事が、市町村に対して行う地方交付税法（昭和25年法律第211号）第17条の3第2項に規定する検査については、平成25年通知3により、一般単独災害復旧事業費の算定に用いた資料について、同通知1のような事例がないか確認することとしたところであるが、上記1のような事例がないかについても確認するとともに、補助事業等に係る地方負担額及び公営企業への一般会計繰出額の算定に用いた資料についても上記1のような事例がないか確認すること。

なお、検査の結果、過大算定額及び過少算定額が発見された際には、震災復興特別交付税の過大・過少算定において、反映させて報告すること。

総 財 財 第 1 4 2 号  
平成 2 5 年 9 月 1 1 日

各都道府県総務部長 殿  
(財政担当課・市町村担当課扱い)

総務省自治財政局財政課  
復興特別交付税室長  
(公印省略)

### 震災復興特別交付税の適正な算定について (通知)

震災復興特別交付税の算定に当たっては、従来から、正確な基礎数値の回答や、事業の進捗管理に必要な資料の整備・管理をお願いしておりますが、今般、会計検査院による会計実地検査において、震災復興特別交付税の過大交付が指摘されるなどの事例が生じております。

つきましては、下記の事項について御留意の上、今後、震災復興特別交付税の算定に必要な基礎数値について、関係資料の適切な整備・管理を通じ、正確な回答に努めていただき、同様の事例が重ねて生じることのないよう、周知徹底していただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 震災復興特別交付税の過大交付等の事例

(1) 会計検査院による会計実地検査において指摘された過大交付の事例（すべて一般単独災害復旧事業費関係）

① 東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費を一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

ア. 東日本大震災以外の災害に係る災害復旧事業費

イ. 災害復旧事業費とは認められない経費（東日本大震災前には設置していなかった設備の新設工事等）

② 国の補助金等の交付を受けて実施する事業（国庫補助事業）に要する経費を一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

③ 起債対象事業費とは認められない経費を一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

ア. 地方団体が所有していない施設の災害復旧事業費

イ. 被災した施設等と一体不可分の機能を有するとは認められない備品の購入費

- ウ. 寄附金等の特定財源を充当する事業費
- エ. 国の補助金等を伴わない公営企業施設の災害復旧事業について繰出しによることなく一般会計から直接支出した額
- ④ 同一の災害復旧事業に要する経費を重複して一般単独災害復旧事業費の算定対象としていた事例

(2) その他の事例

震災復興特別交付税の算定対象となる地方負担額について、地方債を充当し、震災復興特別交付税を重複して計上していた事例

2. 震災復興特別交付税の算定に必要となる基礎数値の回答に当たっての留意事項等

平成26年3月に決定・交付する震災復興特別交付税の算定に向け、下記の点に留意すること。

(1) 一般的事項について

- ① 地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成25年総務省令第61号。以下、「平成25年度復興特交省令」という。）及び基礎数値の照会様式の記載要領を確認して、基礎数値を回答すること。
- ② 同一の経費について、財源を重複するなどして算定対象とならない経費を含めて基礎数値を回答することがないように、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者、地方債の担当者等も回答内容を確認すること。また、基礎数値の回答に当たり、平成25年度復興特交省令及び基礎数値の照会様式の記載要領について、事業の担当者、地方債の担当者等にも周知すること。
- ③ 平成23年度分及び平成24年度分の震災復興特別交付税の過大算定額及び過少算定額は、平成26年3月に決定・交付する震災復興特別交付税で減額又は加算することとしていること（平成25年度復興特交省令第3条第3項）。このため、上記1のような事例の該当がないか確認しておくとともに、これまでの算定の基礎数値の根拠となった資料等、事業の進捗管理に必要な資料を適切に管理しておくこと。

(2) 一般単独災害復旧事業費について

- ① 平成25年度復興特交省令第2条第1項第20号の規定により震災復興特別交付税の算定の基礎とすべきものは、「国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る平成25年度の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第4号の規定により地方債をもってその財源とすることができる額」とされていること。
- ② 東日本大震災に係る災害復旧事業等に該当しない経費（東日本大震災以外の災害に係る災害復旧事業費、災害復旧とは認められない経費等）は対象とならないので、基礎数値の回答の際に、確実に控除すること。

- ③ 国の補助金等の要件を満たす事業については、当該国の補助金等を積極的に活用すること。その際、算定に当たって、国庫補助事業に要する経費を一般単独災害復旧事業による経費として計上することのないようにすること。
- ④ 起債対象事業費とは認められない経費は震災復興特別交付税の対象とならないので、地方債の担当者において確認すること。
- ⑤ 会計検査院から過大交付の事例が多く指摘されていることを踏まえ、平成23年度分及び平成24年度分について、平成26年3月に実施する過大・過少算定において、過大交付がなかったかどうかの確認を求めることとしていること。詳細については、追って連絡する予定であること。

### 3. 震災復興特別交付税の検査

都道府県知事が、市町村について、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第17条の3第2項に規定する検査を行う際には、震災復興特別交付税の算定に用いた資料について、予算関係資料などと突合する等により、上記1のような事例がないか確認すること。

なお、検査の結果、過大算定額及び過少算定額が発見された際には、震災復興特別交付税の過大・過少算定において、反映させて報告すること。



事務連絡  
平成 27 年 7 月 6 日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
震災復興特別交付税担当者 様

総務省自治財政局財政課  
復興特別交付税室

### 震災復興特別交付税の基礎数値の再確認（照会）

震災復興特別交付税は、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて、交付決定時点の額などを用いて決定・配分を行い、翌年度以降、事業が完了し額が確定した時点で、過大過少算定を行い、算定額の精算を行っているところです。このため、震災復興特別交付税の算定については、従前から、正確な基礎数値の回答や、事業の進捗管理に必要な資料の整備・管理をお願いしております。

また、近年、会計検査院から震災復興特別交付税の過大交付が指摘され、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成 25 年 9 月 11 日付け総務省自治財政局復興特別交付税室長通知）（別添 1）により、同様の事例が生じることのないよう、周知徹底していただくとともに、改めて基礎数値の適正な報告をお願いしてきたところです。

このような状況の中、一部の団体に対し行われた会計検査院による会計実地検査において、新たな基礎数値の報告誤りが、現在指摘されております。

つきましては、平成 27 年度分の算定の一環として、これまで算定に用いた震災復興特別交付税の基礎数値について、実績額への反映漏れ等がないか再度確認をお願いしたいと考えておりますので、下記の事項にご留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

なお、今後、都道府県が市町村に対し、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 17 条の 3 第 2 項に規定する検査を行う際には、本事務連絡を参考に実施してください。また、総務省においても今後、各都道府県及び各政令市に対し

て、本事務連絡に沿って交付税検査を実施していく予定ですので、ご留意願います。

## 記

### 1 対象算定項目

補助事業に係る地方負担額（公営企業への繰出額を除く）

### 2 対象年度

平成 23 年度から平成 25 年度

※ 平成 26 年度分については、決算額が確定していない経費があることも見込まれることから、3 月分の基礎数値照会の際に、確認作業を実施予定。

### 3 確認事項（会計検査院からの主な指摘事項）

#### （1）実績額への反映漏れ

- ・ 交付決定時点の額を用いて算定した額について、変更交付決定等により地方負担額に変動があった額又は事業が完了し各省からの確定通知に基づく額に変更しているか。

#### （2）過去に報告した経費との重複

- ・ 3 月算定時に 9 月算定額を減額して報告しているか
- ・ 過年度に報告した経費を別の年度で再度報告していないか

### 4 確認にあたっての留意事項

（1）確認にあたっては、震災復興特別交付税の算定担当者だけでなく、事業の担当者等も上記内容を確認すること。また、根拠資料（補助金の実績報告書、額の確定通知など）との確認も行うこと。

（2）市町村分については、都道府縣市町村担当課においても確認期間を十分に設けた上で、各市町村において上記内容の確認が行われているかどうか聴取を行うとともに、市町村から報告があった基礎数値について、管内の他の市町村と比較して、異常値と思われる数値がないかどうか確認を行うなど、可能な範囲で確認を行うこと。また、財政担当課ともよく連携をとること。

### 5 確認した内容の取り扱い

（1）会計検査院から指摘されていることも踏まえ、補助事業に係る地方負担額（平成 23 年度から平成 25 年度）については、平成 27 年度 9 月算定時

に過大過少算定を行うこととしている。今回確認いただき、基礎数値の報告誤りが生じていた場合は、平成 27 年度 9 月分の過大過少算定の基礎数値報告時に報告すること。

- (2) 平成 27 年度 9 月算定（過大過少算定分）においては、各省には照会を実施しない予定であるため、確定通知に基づき、事業が完了し額が確定した時点の額に変更する場合には、国費分の確認も、地方団体において行うこと。
- (3) 基礎数値照会時の確認表を、別途担当者から事前に送付する。上記内容に係る確認欄を確認表に設けたので、回答にあたっては、適切に記入すること。

## 6 確認期限

7 月 29 日（水）

※ なお、9 月分の基礎数値報告期限（過大過少算定分）も、7 月 29 日（水）とする予定。

## 7 その他

会計検査院からの指摘を踏まえ、補助事業に係る地方負担額以外の算定項目についても、別途再確認依頼を実施予定。再確認の結果、基礎数値の報告誤りが確認された場合は、平成 27 年度 3 月時の過大過少算定により報告を行っていただく予定。

### 【補助事業に係る地方負担額に関すること】

復興特別交付税室 門馬、富澤

電話：03-5253-5619 F A X：03-5253-5620

E-mail：[k.monma@soumu.go.jp](mailto:k.monma@soumu.go.jp) [n.tomizawa@soumu.go.jp](mailto:n.tomizawa@soumu.go.jp)

### 【総括的事項に関すること】

復興特別交付税室 江戸

電話：03-5253-5612 F A X：03-5253-5615

E-mail：[m.edo@soumu.go.jp](mailto:m.edo@soumu.go.jp)